

小規模保育事業の特例措置の全国展開に係る対応方針

前回のWGにおける主なご意見

- 既に特例としている3～5歳児のみの場合について、全国展開する際に条件をA型に限定する必要があるのか。条件を狭くしなければならないような何らかの弊害があったのか。
- B・C型の実施については、市町村で判断すればよいのではないか。
- 今現在は活用事例がなくても、全国展開したら活用されることがあるのではないか。今現在の活用実績は関係なく、特段の弊害がなければそのまま全国展開すべきではないか。
- 0～2歳児に3～5歳児を追加的に受け入れる場合はA～C型で全国展開しているのに、3～5歳児のみの場合はA型に限定しなければならないのは何故か。
- 3～5歳児がB・C型を利用するということでは同じであるのに、3～5歳児のみの場合はB・C型では全国展開できず、0～2歳児と一緒に場合はB・C型でも全国展開できているという違いが生じなければならない理由は何か。

特例措置の全国展開に当たっての対応方針

- 小規模保育事業の特例措置（3～5歳児のみ）の全国展開に当たっては、
 - ・ 現在の特区認定区域において、3～5歳児のみを受け入れるB型及びC型の小規模保育事業の実施実績が無いこと
 - ・ 3～5歳児の保育においては、0～2歳児の保育と比べ、教育的な要素が強く、専門性を持つ保育士による関わりが必要であると考えられること
 - ・ 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「保育の質の向上」を打ち出していることを踏まえ、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域における実施実績のあるA型を全国展開する。

参考資料

(これまでの国家戦略特区WG資料等)

これまでのWGにおける議論と対応案について

これまでのWGでいただいた主な御意見

- ・ 待機児童対策の観点からも潜在的なニーズはあり、また、グレーゾーンのこどもなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国展開が否定される根拠が無ければ、本特例措置を全国展開すべき
- ・ 厚生労働省が特区活用施設にヒアリングした結果を踏まえても、全国展開が認められない根拠はない
- ・ 集団保育が原則としても、地域や保護者のニーズに対応できるよう選択肢を設ける意義がある
- ・ 児童福祉法第6条の3第10項第2号に規定される「地域の実情」の解釈について、「市町村が特に必要と認めた場合」に特例的に認められている点について、現場に身近な市町村がニーズに応じて柔軟に判断できるようなあり方に見直すべき



対応案

- ・ こどもの保育の選択肢を広げる観点から、本特例措置を全国展開することとし、小規模保育事業の対象年齢の取扱いを見直すこととする。
- ・ 具体的には、
 - ① 小規模保育における3歳以上児の受入れにあたり勘案する「地域の実情」の解釈について、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できるような新たな解釈を示す（4、5頁参照）
その際、特区活用施設へのヒアリング結果を踏まえ、本特例措置では集団での遊びの種類や機会に課題がある点に留意が必要であることから、小規模保育事業において3歳以上児を受け入れる場合には、集団での遊びの種類や機会を確保するよう工夫、配慮を求めることとする
 - ② さらに、集団保育が原則であるとする法体系は堅持したうえで、本特例措置で認められている3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討する

小規模保育事業における 3 歳以上児の受入れに係る現行の取扱いについて

- ✓ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 1 号に規定されているとおり、小規模保育事業は、満 3 歳未満のこどもを保育することを目的とした施設とされている。
- ✓ 同項第 2 号のとおり、地域の実情を勘案して、満 3 歳以上のこどもを保育することができるが、この「地域の実情」は、過疎地やへき地など近くに保育施設等が無い場合など「市町村が特に必要と認めた場合」に特例的に認められる取扱いとなっている。

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄） （事業）

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 **保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの**について、**当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設**（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- 二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案**して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**前号に規定する施設**において、保育を行う事業

◎事業者向けFAQ

Q 7）小規模保育事業の対象は、原則として 3 歳未満児とされているのは何故ですか。また、3 歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

3 歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として 3 歳未満児としています。（他の地域型保育事業も同様）

ただし、**例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合など市町村が特に必要と認めた場合**には、3 歳以上児を受け入れることも可能です。

事業者向け FAQ（よくある質問）【第 7 版】（平成 27 年 3 月） 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後	現行
【小規模保育に関すること】 Q 7）小規模保育事業の対象は、原則として 3 歳未満児とされているのは何故ですか。また、3 歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。 3 歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として 3 歳未満児としています。（他の地域型保育事業も同様） ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合、<u>集団生活を行うことが困難である場合など、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3 歳以上児の保育が必要な場合には、3 歳以上児を受け入れることも可能です。</u>	【小規模保育に関すること】 Q 7）小規模保育事業の対象は、原則として 3 歳未満児とされているのは何故ですか。また、3 歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。 3 歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として 3 歳未満児としています。（他の地域型保育事業も同様） ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合<u>など市町村が特に必要と認めた場合には、3 歳以上児を受け入れることも可能です。</u>

Ⅱ 実施事項
3. 個別分野の取組
＜人への投資分野＞

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育	原則として0～2歳を対象とする <u>小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。</u>	次回の児童福祉法改正の際に在り方を検討	内閣府 こども家庭庁

<制度の現状、背景>

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3～5歳の受入れを可能としている。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) (抄)

第六条の三

- ⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

- 平成29年より、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域(成田市、堺市、西宮市)においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。

- 国家戦略特区WGの議論を踏まえ、
 - ・ 令和5年4月、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を发出。
 - ・ 更に、規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)において、3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

<改正のイメージ(案)>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 集団生活を過ごすことが苦手なこどものニーズなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする。

(※) なお、3～5歳児のみを受け入れる特区活用施設において、支障は生じていないとの報告を受けている。

- 3～5歳児のみの小規模保育事業者について、
 - ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村が確認する仕組みを設けることとする。
 - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、連携施設の確保を求めることとする。

(※) 現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。

- ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
- ・ 3～5歳児のこどもを適切な環境で受け入れる観点から、保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業(A型)と同様とする。

◎令和5年10月31日 子ども・子育て支援等に関する企画委員会(第1回)における委員意見

- C型は保育士の資格を持たない状況の中で、3～5歳児の保育は、小学校への架け橋期であることも考えると、本当にいいのだろうかという懸念がある
- 保育の質を考えた際、B型でもC型でもいいとしてしまうと、どこで質を保証していくのか
- こどもの発達は長期にわたって影響するものであるため、こどものうちに集団での活動や交流、遊びや集団生活を経験させておくことが必要
- 教育が複数のこどもたちの集団の遊びによって培われることを考えると、最低限A型に限る必要がある

◎令和5年11月21日 第3回子ども・子育て支援等分科会における主な意見

- 人口が少ない地域などでは実施に意義がある。集団保育で得られる経験を確保できるよう整備することが重要
- 過疎地において定員割れにより認可保育所が運営できなくなったとしても、小規模型として存続することができる
- 集団生活を苦手とするこどもを受け入れるのであれば、それに適した職員の配置や人材の育成というの合わせて考えていただきたい
- 市町村が「地域の事情を勘案して」受け入れるとなっているが、全国どこの地域に生まれても、等しく質の高い保育を受けられるべきという姿勢は国として揺らいではいけない
- 幼稚園、保育所、小学校の接続の時期においても、質の高い保育の保証ができるよう、接続の連携の強化を図っていただきたい
- 我が市においては、乳児向けの施設整備で精一杯。3歳以上児の受入れは、求められる面積が広くなったり屋外遊戯場の確保も求められることから、施設の現状に照らすと、3歳以上児が過ごす場として適切ではないという印象
- 待機児童対策の面もまだあるが、全国的には0～2歳児は減ってきている。全国一律ではなく、地域ごとにニーズを見てやるべき
- 色々な環境にあるこどもに配慮することは大事。しかし、現状待機児童がどうなっているかや、3歳以上児の受入れをどれくらいの方が希望しているのかをしっかりと把握してからやって欲しい
- 発達の度合からこどもによっては小規模の方が適しているというのも分かるが、いずれにしてもいつかは社会に出て集団で生活することになることにも留意する必要

地域型保育事業の認可基準について（0～2歳児の受入れ）

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

< 主な認可基準 >

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	0～2歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有（1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

地域型保育事業の認可基準について（3歳以上児の受入れ）

令和5年11月28日
国家戦略特区WG資料

小規模保育事業における3歳以上児受入れについて

- 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものについては、小規模保育事業を利用することができる。
- 国家戦略特別区域法により、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域として内閣総理大臣の認定を受けた地域においては、小規模保育事業において満3歳以上児を受け入れることができる。
- 国家戦略特別区域小規模保育事業の認可基準は、特区外の小規模保育事業で満3歳以上児を受け入れる場合とほぼ同じ基準となっている。

<主な認可基準>

		小規模保育事業（満3歳以上児受入れの場合）		
		A型	B型	C型
職員	職員数	3歳児 20：1 4・5歳児 30：1	保育所の配置基準＋1名	3～5歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有（1人まで）	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり3.3㎡	3歳～5歳児 保育室等、屋外遊戯場 いずれも1人当たり3.3㎡
	給食	給食の外部搬入可（全ての市町村において） 調理室 調理員	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

※ 屋外遊戯場については、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも可。

※ 小規模保育事業については、保育が適正かつ確実に行われ、円滑に集団保育に移行できる環境を整える必要があることから、保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が必要。なお、国家戦略特別区域小規模保育事業にあっても、連携施設の設定が必要であるが、卒園後の受け皿の役割を担う施設を確保する必要はない。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

※ 市町村長が行う研修（子育て支援員研修）では、基本研修の他に、各事業の特性を踏まえた専門研修が行われる。小規模保育事業に従事する者は、地域保育コースを受講し、0～3歳児く
らいまでの幼児期の発達のポイント、離乳の進め方などを学ぶ。